

令和5年度 京都府農地中間管理事業 評価調書

令和6年3月14日(評価委員会)

評価項目	評価	コメント
1. 農地中間管理事業を唯一の農地集約対策として展開 (1)数値目標の達成は、達成に向けた取り組み状況は。	A B C	農地中間管理事業の利用権設定が、昨年の410haから910haに増加した。農地集積協力金などをうまく活用した結果と評価している。
(2)市町村、農業委員会等と連携して取り組みを進められたか。 新たな農地中間管理事業の推進に関して市町村等と情報を共有し、意見を聴取して、事業を推進する仕組みづくりが進められたか。	A B C	関係機関との会議をきちんと開催し連携強化を図っていること、地域での現地推進役の活動を評価している。業務委託は、目標の25市町村に届かなかったものの、先に向けての調整は進んでいる。
(3)市町村外の担い手、法人等、広域的な担い手の情報の収集、市町村、農業委員会への情報提供は進められたか。	A B C	現地推進役の活動も314回実施し、新規参入企業の情報収集も計画どおり、きちんできていることが評価できる
2. 事業の制度周知 機構は知事が指定した公的機関であり、安心安全な取り組みであること、また、法改正に伴い令和7年度から利用権の設定が農地中間管理事業に統合されることについて、周知が図られているか、周知を図る取り組みを検討しているか。	A B C	事業の制度をいきわたらせるのは難しいと思われるが、いろいろな画像やツールを使いながら徐々に浸透を図ってきている。今後とも頑張ってもらいたい。
3. 機構関連農地整備事業の円滑実施 機構関連事業の地域合意に向け、関係機関の一体的連携体制が構築できたか。 また、地域の取り組みに適切な情報提供、指導等、事業実施に向けた伴走支援はできたか。	A B C	機構関連農地整備事業推進チームの設置を28地区で目指しているが、地域からの支援の声掛けがないと入りづらいこともあるが、6地区での活動と目標に達していないことが課題
4. 所有者不明農地・相続未了農地の活用 所有者不明農地等を担い手が有効活用する制度の普及、促進が図れたか。	A B C	難しい問題であるが、手をこまねいていると判断される。引き続き頑張ってもらいたい。
5. 令和6度の取り組み 法改正に伴い、令和7年度から新たな農地中間管理事業が始まるにあたり、事業実施にかかる制度の確立、市町村、農業委員会、地域農家と連携した推進体制の構築、農家に向けた事業制度の周知等、事前準備を適切に実施する計画となっているか。	A B C	令和5年度の結果を踏まえて、しっかりと令和6年度の計画が立てられていることは評価できる
総合評価	A B C	厳しい評価であるが、目標の1000haに達していないことからB評価とする。ただし910haという結果は、これまでの地道な啓発、取り組みの成果と判断します。

A: 目標を達成している

B: 目標を概ね達成している

C: 目標どおり出来ていない